

でございますが、総工事費につきまして工事関係につきましては変わりはないと思いますが、それに對します経費が金額がふえますと割合は減つてまいりますが、その差の見積もりが二百八十三万五千円程度経費において少なく、減額となります。

それから児童館の中の図書の問題でございますが、子供の方に会議室に書架を置きましてそこに児童図書等を置きまして児童館の方の關係の図書も利用していただくというふうな計画でございます。よろしく願ひいたします。

○十三番(小野沢 久君) 子供の施設の方に書架をつくるということでは、程度の物ができるからとわかりませんが、複合施設——児童館と子供、今後のたとえば増築をするような場合、設計上、可能かどうかという点をひとつお願いいたします。

○建設部長(内田和雄君) 建物そのものは増築は可能でございます。ただ建設費等もございますので、現在の所に建てます。土地はまだ余裕がございますので、あの場所のものは可能でございます。(「了解」と呼ぶ音あり)

○二十四番(関 米吉君) 先ほどの、ます、遠藤議員の質問に関連するわけで

でございますが、私自身も児童館という名称は全く理解できなくて、福生市独自の複合施設として子供に併設するものだということになったら、給ふわしい児童館なんかより、子供館の方がいいんじゃないかというふうに思うておりました。それで、その点で見解をお聞きしようと思つてたんですが、このことはさき、遠藤議員が触れておりますから重複は避けたいと思ひます。ただ一つ、私の記憶に誤りがあるかもしれません。ちよとお断り申し上げなさいないんですけれど、当市におきましては基本構想の中で児童館二館が必要だと、そして将来的な構想の中にそれを盛り込んでいくんだと、もちろん土地、財政、いろいろな面からこれは一朝一夕にどうこうということは申し上げませんけれど、今回できた複合施設は基本構想に基づく二つのうちのひとつと解すべきが、それとも今後の基本構想の中の二館ということの構想はさきから問題になつてゐるところの法に適合した基準の児童館ということになれば、こちらの児童館はそれとは別だと。どのように解釈すべきであるかということなんですかね。

その点について今後の長期にわたる市政運営という面から、どういうお見解とどういふ見解をお持ちなのか、その点をお尋ねしたいと思うんですが……。

○企画財政部長(王子国利君)

ただいまの御質問の関係でございますが、基本計画の中に確かに児童館機能を持ったものか一館、地域会館との関連の一館があります。それからもう一つは計画では公民館機能を持った中に児童館というものも入っているわけですが、これは機能的な問題ですが、いまのところコミュニティとの関係からいいますと現在児童館一館——二館になっておるんですが、実際には地域館としての機能を持たせたものが一館ということになります。したがって基本計画の中では一応児童館としてはこれが一だけということになります。

今後の要するに児童館というものになりますとこれはもう基本計画そのものを今後考え、独立した児童館なり、そういうものが今後の計画にやだねるようになると思います。

現在は、児童館としては二館になっておりますけど、内容的には児童館機能を持った地域会館ということになります。それは一館です。

○二十四番(関 米吉君)

ちょっと頭が悪いせい、わからなんでしょうけれども、どういふことになるのか。今度の場合、あの複合施設ということ、私は建物と

工事契約も一体という形から見れば、これは社会教育施設というよりな立場の中の付属施設なのか、それとも児童福祉、あるいは福利厚生施設として別に運営されていくのかという面においてもうさか疑念があるわけ。そこへもってきても、どうも非常にうまい言ひ方ですね。児童館の機能を持つ地域会館というのと基本構想に基づく児童館が必要であると、そして、この二館についてはそういう、いま部長さんがお答えいただいたようにいうった地域会館なり社会教育施設なりとの複合的な面も考慮しながら、しかしながら、とにかく二館が必要だと、こういうふうにくたわれていると思うんですよ。私の記憶が間違っていなければ、ならば、そこにできた学供施設との複合施設としての一つ、いま計画されて、いま、この二号、これを一として数えるべきなのか、これでもってその目的の一つは達成されて以後の将来計画としてはあと一つを計画し、実施に移していきたいというお考えなのか。

何だか、さっきの遠藤議員の御質問に対するお答えから見て児童館の機能を持つ地域会館だという形になってくると基本構想からのとは別なようにもとれるということではっきりとした割り切り方をしないと今後の基本計画

遂行に支障を来すのではないかと、こんなような考えから質問しているわけでお断りしたとあり、ちよと頭が悪くて、さっきの部長のお答えではどうかなんだろうと、あと二つつくってくださる構想で推進していくのか、あれでまってるそのうちの一つは達成されたというよりなお考えをお持ちになつてやったのか、その辺を、はっきりとお答えしていただければよろしいわけなんでしょうけれど、お願いしたいと思ひます。

○議長(田村市郎君)

暫日休憩しす。

午後三時四十七分

休憩

午後三時五十二分

開議

○議長(田村市郎君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑を続行します。

○企画財政部長(王子国利君)

ただいまの御質問の、まだ御答弁が漏れておる

たわけですが、二個の計算になつておりますけれど、實際にはすでに地域
人会館というものが七つ各学校に一つずつつくると、その際にその中に児童館

といふものも機能を持たせたものをつくるというより計算にはなつてたわけですが、実際にはすでに各学区の中には地域会館全部できております。八小の予定の関係もできておると。したがって、いま七小につくるのが最終になりますのでその中に児童館の機能を持たせたものを一館入れるということになりました。いづれにしても現在の実施計画の中では一応プランとしては終つたような計算になりますけれど、実施計画の中に多少の変更がなっておりますけれども、今後児童館としてつくとすれば教育会館との関係がまだございますので、教育会館といふものが基本計画の中に入っております。それらとの考え方も十分今後配慮しながらいかんじやないかと。もう一つは、もし児童館をつくる。とするならば今後併設という問題は除いて児童館そのものとしての機能を持たせたものであらうな方がよろしんじゃないかと。これについてはまだ基本計画といふものをもうえなうやうな人な人です。今後検討してそれらの六十年度代を目標に、いま実施計画は基本計画がなっておりますので、もうそろそろ福生の施設そのものかその計画に基づいたものかかなりハイペースで終つてますので、いづれにしてももう一回見直す必要があるんじゃないか。

その際に十分検討したいというふうに思っております。

○二十四番(関 米吉君)

これもまたむずかしい問題なんですけれど、いま手元に基本計画がないのでこれ以上質問する材料を私持ち合わせないでいいわけですが、いま御説明を承るとすでに各学区内における施設の中に本来的には児童館的機能を有するものを併設していくというふうな方が基本構想の中にはあったんだというお話でございます。

そういう形になりますと実は私どもの手元には実施計画書と申しますか、中期計画と申しますか、基本計画に基づく三、四年間の、二、三年の実施計画というものが配られるわけですね。そういう、これだけの大きな事業へのやはりそういう計画の中に生かされてこないとやはり基本構想を実現するのは非常にむずかしいと思っております。

そういうふうな意味で何かわからなくなりましたんですけれど、極端に申すならば、いま補正二号にかかわるこの施設は一定基本計画に基づく児童館機能を有するものと一つはこれを満たされた、そしてさらにそのほかにはいままでできてゐるものの中にも満たされてゐるものがあったのではないかと申す形に

なつてくると思います。基本構想そのものにのつてゐる二つの児童館というものはすでに達成されてゐると。しかしながら、本格的な意味の児童館ではないので今後そういう教育会館ですか、そういうものの建設の中で、また、そういう構想を新たに今度は本当の意味の児童館というふうなものの構想にも組み込んで考えていきたいと、こういうふうにして理解してよろしいかどうか。

○企画財政部長(生子国利君) 「御質問の点についてそのような方向で私も考えております。以上です。」

○二十三番(森田治男君)

ただいま開議員の質問に答えて企画財政部長の答弁の中で、ちよつと私、疑義があるんですけれども、いやしくも答文の中で将来のいわゆる構想というものを断定的にしたといふことはちよつと疑念が残るんですけれども、暫時休憩を願ひします。

○議長(田村市郎君)

暫時休憩します。

午後三時五十八分

休憩

午後四時十四分

開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、理事者より発言の訂正の申し出がありましたので、これを許します。
○企画財政部長(王子国利君) 先ほど開議員さんの御質問に對しまして、私が

回答した件でございますが、児童会館をつくるということを言ひ切ったわけですが、これには実施計画というものがございまして、これに基づいて当然行くべきだと思います。したがって、現在の実施計画の完了後においては当然これら基本計画というものをつくる際に議会その他関係者と要するに協議をいたしましてそれに基づきまして進行していくということになりますので、いずれにしても児童館というものは今後必要だとは考えっておりますけれども、いずれにしてもそういう方法の手順をとって進めるといふふうに答弁を訂正させていただきます、たいと思います。よろしく願ひします。

○議長(田村市郎君) ただいまの発言のとおり訂正するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって訂正することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) ほかに質疑はありませんか。

○十一番(原 敏子君) 一つだけいいますけれども、先ほどの遠藤議員の質問の中で、私はこの児童館の建設に反対するものではないんですけれども、これは

今回出てる補正二号は児童館の新築工事に要する経費と、この補正三号は、その遠藤議員の質問の中で運営に関するような過程で、部長の答弁が、あつたんだと思うんですけれども、その答弁を聞いてみると、何か今度できるこの児童館という児童館機能を果たす会館というんですかね、この中ではもう職員の入員まで決まってるような運営方法まで決まってるような何か答弁に聞こえたんです。そのつもりじゃないだろうと思うんですけれども、市職との兼ね合いもあるでしょうし、運営についてはまだこれから月一日がオープンというふうにしようと説明でも聞きましたので、その点、どうなのかなと思うんですね。もっと慎重にこの運営を本当に児童館としての機能が果たせるようなそういうものにしていかなくちゃならないし、そういうものにしていくために、なすや、いや、ないかな、と思うんですけれども、

も、何となく何かもう一人でどうのこうのといるのがありましたので、その点、もう一度はっきりしたことを聞かせていただきたいと思ふんです。そういうふうに決まっておりますね。そのところをはっきり聞かせていただきたいと思ふいます。

○議長(田村市郎君)

暫時休憩します。

午後四時十七分

休憩

午後四時二十四分

開議

○議長(田村市郎君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

○企画財政部長(生子国利君)

先ほどの原議員さんの御質問に對して

御答弁を申し上げますが、人的な問題につきましては、先ほど一般質問で助役から答弁しておりますが、そのような状況でございまして内容的には今後、これからもう一回、検討していくこととでございます。

○十一番(原 敏子君)

六月までは、六月の一日に何かオープンの予定などという

ことになっておりますので、これから児童館的機能のある会館と、いろいろのことで児童館というものが、どういふものなのか、そういうことも、期間が、回数がありますので、十分研究していただけて子供たちが本当に児童館として決えるような児童館的機能でしようけれども、そういうふうなものを一つつくっていただきたいというふうに思っています。

人との関係でもやはり市職の兼ね合いもありますし、利用する方もいろいろ運営方法も考えたときに、一人と二人と三人とか、いろいろ要素が出てくると思っていますけれども、その点、市民の皆さんの声で、ぜひ議会にも御相談いたしたいというふうに思っています。これは要望しておきます。終わります。

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

これより議案第五十八号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。

よって議案第五十八号は

原案のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君)

日程第十議案第五十九号 昭和五十九年度福生市一般会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案について 提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君登壇)

○企画財政部長(生子国利君)

御指名をいただきましたので議案第五十九号 昭和五十九年度福生市一般会計補正予算第三号につきまして 提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

予算書の内容に入る前に提案理由といたしまして 今回の補正予算の骨子を申し上げてみますと、まず歳入につきましては市税において市民税、固定資産税等の増収と地方交付税の確定に伴う当初予算との差額分、これと特別会計及び職員退職手当特別負担金準備基金から繰入金等が主な歳入になっております。これらの財源をもって歳出については全項目にわたり六月支給分の職員期末手当の当初予算との差額分、

それと退職手当特別負担金、また一部事務事業の精算並びに追加として選挙費の精算による減額、それから追加事業として民生費において福祉会館の冷暖房改良工事、市立つくし保育園除湿工事の設計委託、衛生費において汚水排水処理施設の改良工事、工下費の水道改良工事等が主な歳出でございます。

それでは内容について御説明申し上げます。

まず一ページを開きいただきますかと思っております。

まず総則でございます。

既決予算額百二十億七千八百十一万七千円に今回歳入歳出それぞれ一億八千百万六千円を追加いたしまして歳入歳出の予算総額を百二十二億五千九百二十三万三千円と定めようとするものでございます。

次に内容について御説明申し上げます。

二ページを開きいただきますかと思っております。

まず市税におきまして六千四百

二万九千円を追加し総額四十五億三千三百八十七万六千円といたしましたと思っております。これについては市民税において四千七百八十八万円の追加補正で、これは譲渡所得の増収分でございます。

固定資産税につきましては一千五百

二十九万九千円の追加補正で土地及び償却資産の資産増に伴う調定増が一千百五十一万円で、これと国有資産等所在市町村交付金及び納付金の交付決定による資産額増によるもの三百六十九万九千円でございします。

これは国有鉄道並びに電信電話公社の増加分でございします。次の市町村計画税につきましては、九十四万円でございします土地にかかわる増収分でございします。

次に地方交付税でございします。今回、普通交付税の確定がなされまして当初予算との差額分五千六百九十二万九千円を追加しようとするものです。

これをもって五十九年度普通交付税の総額は十一億三千九百二十九万六千円と相なる次第でございします。

なお、このうち衛生費における清掃費、

配分金として西多摩衛生組合関係交付金七千九百五十五万五千円が合算されてありまして、実質的な交付額は十億六千二百九十一万一千円と相なる次第でございします。

次に負担金及び負担金におきまして、負担金十一万三千円の追加補正につきましては歳出におきまして、工不費のうち西住宅地区排水路の六月期職員期末手当相当分にかかわる下水道会計並びに羽村、瑞穂のらの負担金で、

ございします。

次に国庫支出金の四百九十四万六千円でございします。国庫負担金として三百二十万八千円の追加補正は、民生費の歳出関連に伴う負担金で、重度心身障害者福祉手当及び精神薄弱者福祉手当の負担金で、いづれも人員及び単価のアップによる差額分で補助率が十分の八と相なっております。

次に国庫補助金百七十三万八千円の追加補正につきましては後ほど歳出で御説明を申し上げますが、つくし保育園除湿事業にかかわる設計委託に付する防衛補助金でございします。

次に部支出金百五十七万五千円でございします。まず部負担金として百五十二万三千円の追加補正は歳出関連に伴う民生費部負担金で今回上程しております福祉手当条例改正に伴う単価差の追加分でございします。次に委託金五万二千円の追加補正は統計調査費委託金として全国消費実態調査の交付決定に基づくもので補助基本額の改正による追加分でございします。

次に寄附金百万円の追加補正でございします。これは財団法人防衛施

設周辺整備協会からの防衛施設周辺住民の民生安定及び福祉向上対策事業として寄附されるもので、教育費寄附金として歳出において体育施設の整備をしようとするものです。

次に繰入金五千二百五十一万四千円の追加補正でございますが、まず特別会計繰入金として一千八百十二万二千円の追加補正、福生土地区画整理事業特別会計及び老人保健医療特別会計それぞれ五十八年度決算による精算額の繰入金でございます。次の基金繰入金三千四百四十万二千円の追加補正は退職手当特別負担金準備基金からの繰入金で、今年度勤労退職六名分に対する特別負担の支給分の相当額でございます。

以上、歳入補正総額一億八千一百六十六万六千円を追加補正し、歳入総額百二十二億五千九百二十万三千円と相なる次第でございます。統括として歳出につきまして御説明申し上げます。

三ページをお開きいただきます。まず議会費におきまして百五十八万九千円の追加補正でございます。これは六月期支給分の人員及び職員の期末手当の当初差額と、それから西多摩地区議長会を足に

伴う負担金の追加補正でございます。

次に総務費四千一百八十二万三千円の追加補正でございますが、まず総務管理費の三千八百八万四千円の追加補正は人件費として職員期末手当の差額分と今年度勤労退職する職員六名分の退職手当組合への特別負担金合わせて三千七百九十九万五千円、用品調達基金の昭和五十八年度決算による評価損等の基金補てん分八万九千円でございます。

次に徴税費につきましては職員の期末手当分、それと百四十三万五千円の追加いたしました。調定増に伴う納期前納付報奨金の支給の不足に伴う追加分が五十五万、それから更正決定に伴う修正減額分としての過誤納還付金二百万円の追加分でございます。

戸籍住民基本台帳費につきましてはほとんど職員期末手当の差額分の追加です。続いて選挙費でございますが、百三十一万二千円の減額補正でございます。これは職員の期末手当の差額分十七万二千円の追加と、それから市長選挙並びに農業委員会の精算に伴う減額分等の相殺減額分でございます。

次の統計調査費の十四万一千円の追加は職員期末手当の関係でござい
ます。それからもう一つ、さきに歳入で申し上げました全国消費実態調査の
追加分として経費が五万二千円を追加いたしております。次に監査委員
費の十七万一千円の追加ですが、これもやはり期末手当の分でございます。

続きまして民生費でございしますが、四千七百五十万七千円の追加補正でござい
まして、まず社会福祉費の四千二百八十三万九千円につきましては職員の手
手当が百九万三千円、それと歳入で御説明を申し上げました都支出金との
関連による経費としての身体障害者福祉手当の単価改定分としての扶
助費の追加、精神薄弱者福祉手当単価改定分、それから老人福祉
手当の単価改定差額分等によりまして追加分でございます。次に、さらにここ
で福祉会館の冷暖房工事を当初予定しておりましたが、ボイラーシステムの
交換及び配管の全面改修等の追加工事が見込まれることから三千七百二十
万円の追加分でございます。以上合計が四千二百八十三万九千円、社会福
祉費の追加補正額でございます。

次の児童福祉費につきましては四百四十万七千六百六十円の追加補正につきま

しては職員の期末手当、それと歳入の都委託金との関連による児童手当
成手当、それから防衛補助事業による追加分としてのつくし保育園除雪
工事設計委託料二百三十一万八千円の追加補正となっております。

次の生活保護費の関係につきましては職員期末手当の分でございます。
続いて衛生費につきましても同じく職員の期末手当の四十万七千円と昭
和五十八年度実施の一般健康診査保健事業費国庫負担金積算返
還金が十一万三千円でございます。

次の清掃費の九百三十七万四千円の追加補正につきましては職員の期末
手当等の五十九万円と、歳入で御説明を申し上げました地方交付税確定
に伴う西多摩衛生組合関係清掃費配分金の減額四十万八千円、
それと福生駅東口及び熊川駅の公衆便所の新設、新改造に伴う上下
水道料分の不足分の十五万七千円、また、鹿野電池等有害ごみの排出
処分量が三多摩地域廃棄物広域処分組合で決定したことより搬出委託
料の追加分が七十三万五千円、さらに汚水排水処理施設の改良費として
水質浄化を図るための二次槽設置工事費等が八百三十万円の追加、これが